

田奈小学校 P T A 細則

第1章 総 則

第1条 本会の運営については、本規約の定めるほか、この細則により定めるものとする。

第2章 役員、会計監査委員の選出および就任

第2条 役員並びに会計監査委員の選出および就任について。

1. 役員推薦委員会は次の方法によって選出された13名で構成される。
 - (1) 合同委員会にて各学年より1名ずつ、地区校外委員選出会にて2名を互選により選出する(計8名)。
 - (2) 役員の中から互選により4名の役員推薦委員を選出する。但し、この役員は役員推薦委員会の正副委員長には就任できない。
 - (3) 教員の中から互選により1名の役員推薦委員を選出する。
2. 役員推薦委員会は委員長を互選し、次のことをする。
 - (1) 委員長は委員会を招集し、役員並びに会計監査委員の候補者を一般会員の中から推薦および選出する。この場合推薦された者の同意を得なければならない。
 - (2) 役員の推薦および選出が終わった時は総会前にその氏名を全会員に知らせ、その経過を総会において報告する。
 - (3) 役員および会計監査委員は、定期総会において就任する。
3. 役員推薦委員が役員および会計監査委員の候補者として推薦され同意した場合には、直ちに役員推薦委員を辞任しなければならない。また、委員長は総会でその旨を報告しなければならない。

第3条 会長に欠員を生じた場合は副会長が昇格し、任期は年度内残留期間とする。次年度は新たに選出し、任期は1年とする。

第4条 会長以外の役員に欠員を生じた場合は、運営委員会がこれを検討し補充する。

第3章 常任委員会

第5条 常任委員会として、次のものを置く。

学年学級委員会、企画厚生委員会、広報委員会、地区校外委員会

第6条 学年学級委員会、企画厚生委員会、広報委員会は、学級別に委員を選び、互選により委員長、副委員長、役員推薦委員を選出し各委員会を構成する。

第7条 地区校外委員会は、互選によりブロックごとにブロック長、地区委員を選び、地区ごとに地区長を選出する。ただし、地区校外委員の数はおよそ15世帯を目安に1名とする。地区校外連絡係は各登校班に1名選出する。

第8条 学年学級委員会は教職員と協力して、学年学級相互の親睦をはかる。また学年や学級に関するサポー

ター活動の企画運営にあたる。

第9条 企画厚生委員会は、PTA会員の資質の向上のための活動、および学校全体に関するサポーター活動の企画運営にあたる。

第10条 広報委員会は、広報紙その他の発行にあたる。

第11条 地区校外委員会は、児童の地区における安全指導および会員相互の連携にあたる。

第12条 常任委員会の委員長および委員の任期は1年とする。ただし、引き続き留任できるものとする。

第4章 臨時委員会および相談役

第13条 臨時委員会は運営委員会のもとで、その目的のために活動しその任務を終了したとき解散する。

第14条 相談役は歴代役員がこれにあたる。相談役は会長の要請により運営委員会に出席でき、会員以外からも委嘱できる。

第5章 会 費

第15条 会費は児童1人につき月額300円（除く8月）とする。

第16条 特別事由のある場合は、役員会の承認を得、免除または減額することができる。

第6章 改 正

第17条 この細則は、運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は運営委員会の1週間前に各構成員に知らせなければならない。また、改正案の結果は次期総会に報告しなければならない。

第7章 所在地

第18条 規約、第1章 第1条の所在地は、横浜市青葉区田奈町51番地の13 とする。

附 則

1. この会の会員児童の慶弔については、別に定める。
2. この細則は、昭和45年5月 日より実施する。
この細則は、昭和49年5月 日一部改正
この細則は、昭和51年5月24日一部改正
この細則は、昭和53年5月 9日一部改正
この細則は、昭和56年4月27日一部改正
この細則は、昭和59年4月25日一部改正
この細則は、昭和62年4月27日一部改正
この細則は、平成12年4月 1日一部改正
この細則は、平成13年3月 7日一部改正
この細則は、平成17年3月 3日一部改正
この細則は、平成18年5月10日一部改正
この細則は、平成20年2月 7日一部改正
この細則は、平成24年3月 7日一部改正
この細則は、平成24年6月 1日一部改正
この細則は、平成29年3月 1日一部改正

田奈小学校PTA慶弔規定

昭和51年5月7日一部追加
昭和53年5月9日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成17年3月3日一部改正
平成21年2月6日一部改正
平成26年1月10日一部改正

1. 慶 祝（教職員に対して）	
結婚	5,000円
2. 弔 慰（死亡者に対して）	
会員、児童	10,000円 (他に花輪または供花)
教職員の配偶者及び子ども	5,000円 (他に花輪または供花)
教職員の父母	花輪または供花
3. 見 舞（教職員・児童に対して）	
(1) 交通事故見舞 1件につき（通院5回以上）	5,000円
(2) 入院見舞（1事由、1年度） 但し、(1)交通事故を除く 入院が5日以上に及んだ者に対して	5,000円

* 付 本項の規定以外の場合については、役員会にて臨時に決定し、後日、運営委員会に報告する事とする。